

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 西谷内 博明

公 告

下記により入札を実施するので、「入札(見積)及び契約心得」を同意のうえ参加すること。

記

- 1 入札に付する事項 「産業廃棄物の処分業務委託」
- 2 入札方式 一般競争入札
- 3 入札日時 令和 8 年 8 月 3 日(月) 10時30分
※1 入札日の前日17:00までに到着した郵便(原則、書留等)による入札を有効とします。
(郵送後、会計隊へ連絡すること。)
※2 郵便による入札の場合は、再入札は辞退と見なします。
- 4 入札場所 航空自衛隊千歳基地 100ビル庁舎 会計隊入札室
- 5 契約方法 確定契約
- 6 契約条項を示す場所 航空自衛隊第2航空団 会計隊事務室
- 7 参加条件 (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
(2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(4) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はDに格付けされた北海道地域の競争参加資格を有する者
(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けている者
- 8 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセント(軽減税率対象品目は8パーセント)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。
- 9 保証金 (1) 入札保証金: 免除
(2) 契約保証金: 免除
(ただし、入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは入札保証金相当額(落札価格の100分の5)を徴収する。)
- 10 入札の無効 第7項の参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 11 契約書等の作成 有
- 12 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約条項 産業廃棄物等処分業務委託契約条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項(工事以外)
- 13 履行期限 令和 8 年 9 月 30 日(水)
- 14 履行場所 契約相手方処分場
- 15 説明会 無
- 16 落札決定方式 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- 17 その他 (1) 代理人による入札は、委任状の提出を必要とする。
(2) 入札参加者は、入札前までに防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)(写)及び産業廃棄物処分業務許可証(写)を下記照会先へ提出すること。
ただし、当該年度に有効な防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)(写)を既に提出している場合は省略することができる。(FAXによる提出可)
(3) 本入札は、持参又は郵便入札を可とする。
(4) 本入札に関する仕様書については、会計隊契約班に照会又は千歳基地HPを参照すること。
(5) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)に基づき、別に示す「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する評価区分及び配点」における所要の評価区分に関して、評価ポイントを満たしている者(裾切方式において満点の60%以上)であること。
(入札参加を希望する事業者は、別添の「適合証明書」及び「入札参加資格の審査に必要な申請書類」を令和8年7月30日(木)の16時00分までに提出すること。本審査結果については令和8年7月31日(金)16時00分までに連絡する。)本年度、適合証明書(資料含む)を提出済みの事業者については提出を免除する。
- 18 照 会 先 〒066-0044
北海道千歳市平和無番地
航空自衛隊 第2航空団 会計隊 契約班
千歳基地HP: <https://www.mod.go.jp/asdf/chitose/acs/>
TEL: 0123-23-3101(内2753)
FAX: 0123-23-3382(直通)
担 当: 橋浦

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕 様 書 の 種 類	内 容 に よ る 分 類		役 務 仕 様 書	
	性 質 に よ る 分 類		個 別 仕 様 書	
物 品 番 号	調達要求書のとおり		仕 様 書 番 号	
品 名 又 は 件 名	産業廃棄物の処分業務委託		千基LPS-X09539-3	
			承 認	令和 6年11月13日
			作 成	令和 3年11月25日
			改 正	令和 5年10月16日
				令和 6年11月13日
			作成部隊等名	廃品出納主任
			ホーム ページ	掲載 不掲載

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊千歳基地が保有する産業廃棄物の処分について規定する。

1.2 引用文書等

次に示す文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46政令第300号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

2. 役務に関する要求

2.1 役務の内容

契約相手方は、関係法令等に基づき官側が別途契約した収集運搬業者より搬入された対象廃棄物を処分する。

2.2 履行場所

契約相手方処分場とする。

2.3 履行期限

調達要領指定書による。

2.4 履行要領

- 契約相手方は、収集運搬業者より搬入された対象廃棄物を確認する。
- 契約相手方は、確認が終了した後、関係法令等に基づき対象廃棄物を処分する。
- 契約相手方は、最終処分が終了した後、産業廃棄物管理票E票に必要事項を記載し官側へ提出する。

2.5 対象廃棄物及びその諸元

調達要領指定書による。

件 名	産業廃棄物の処分業務委託
-----	--------------

3. 検査

検査は、この仕様書、航空自衛隊調達規則及び産業廃棄物管理票D票により実施する。

4. その他の指示

4.1 秘密保全

契約相手方は、本役務等に関し知り得た事項について、他に漏らしてはならない。

4.2 その他必要な事項

契約相手方は、この仕様書に疑義を生じた場合は、官側と協議する。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	廃－7
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年7月9日
	作 成 部 隊	廃品出納主任
	作 成 年 月 日	令和8年5月27日
品 名	産業廃棄物の処分業務委託	
仕 様 書 番 号	千基LPS－X09539－3	
1. 役務に関する要求 1.1 履行期限 令和8年9月30日 1.2 対象廃棄物及びその諸元 廃棄物データシート（別紙）による。		

廃棄物データシート（産業廃棄物）

名 称（基 地 管 理 番 号）	ガラス及び陶磁器屑（0900-HRG）	廃プラスチック（0900-HWP）
組 成、成 分 情 報	ガラス、陶磁器	寝具類、事務用椅子、プラスチック製品全般
産 業 廃 棄 物 の 種 類	ガラスくず	廃プラスチック類
特 定 有 害 廃 棄 物	-	-
有 害 特 性	-	-
荷 姿	フレコンバック	フレコンバック、バラ
性 状	固形	固形
数 量（k g）	1,561.9	33,888.22
特 別 注 意 事 項 （ 発 生 工 程 ）	基地内における装備品等の部品交換及び更新で発生したもの。	基地内における備品等の更新及び部品交換で発生したもの。
特 別 注 意 事 項	保護メガネ、耐切創性の手袋及び防護衣等を着用すること。	保護メガネ、耐切創性の手袋及び防護衣等を着用すること。

入札参加資格の審査に必要な申請書類

誓約書		
1	優	誓約書
環境配慮への取組状況		
1	優	環境/CSR報告書
2	優	温室効果ガス等の排出削減のための計画・目標を数値で示した資料
	優	温室効果ガス等の排出削減目標の達成状況を示した資料
	優	インターネット等適切な方法にて公表している旨を誓約する書類
3	優	従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組に関する研修・教育の年間実施計画
優良認定への適合状況		
1	優	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書類
2	優	優良産廃処理業者認定制度の認定業者であることを証する書類（この書類の提出があれば、以下の書類は免除）
3		事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類（インターネットからの印刷）
4		ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを証する書類
5		電子マニフェストシステム加入証の写し
6		直前3年の貸借対照表
		直前3年の損益計算書
		直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であることを証する書類
		直前3年の各事業年度における経常利益金額と減価償却の額の和の平均が零を超えていることを証する書類
		国税（法人税）の納税証明書（又はその写し）
		社会保険料納付確認書（又はその写し）
		労働保険料納付確認書（又はその写し）

注1：優良認定への適合状況で求める書類は、基本的には、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルにある申請書類に準ずるが、産業廃棄物の処理に係る契約目的に合わせ評価内容は適切なものに変更している。

注2：優良産廃処理業者認定制度の認定業者の場合は、該当する「優」マークの付いた書類のみ提出すればよい。

適合証明書

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 西谷内 博明 殿

住 所
会 社 名
代表者名

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

評価項目		区分(評価)	点数
環境配慮 への取組 状況	①環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	/10
	②温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	/10
	③全従業員への研修・教育	全従業員に対し、定期的な研修・教育を実施	/5
	小計	—	/25
優良基準 への適合 状況	①優良適性(遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと	/10
	②事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	/10
	③環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	/10
	④電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	/10
	⑤財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準達成	/10
	小計	—	/50
合計		—	/75
優良産廃処理業者認定制度に基づく認定を受けているか。		優良認定事業者の認定の「有」・「無」	

注1: 「点数」の欄には、「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する評価区分及び配点」により値を記入する。

注2: 上記の区分(評価)において、それぞれの配点であることを証明する資料(付表)を提出すること。ただし、資料を提出することができない場合は、資料持参の上、官側の審査を受けることで提出を省略できる。

注3: 優良基準への適合状況を証明する資料については、環境省から優良産廃処理業者認定制度に基づく「優良認定事業者」の認定を受けている事業者にあつては、優良認定事業者であることを記載した「産業廃棄物処分業許可証」の写しを提出することにより、証する書類等の提出を一部省略することができる。

環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する評価区分及び配点

評価項目		区分(評価)	配点
環境配慮への取組状況	①環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	10
	②温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
	③全従業員への研修・教育	全従業員に対し、定期的な研修・教育を実施	5
	事業者共通の取組(小計)	—	25
優良基準への適合状況	①優良適性(遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
	②事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
	③環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
	④電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
	⑤財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準達成	10
	優良基準への適合状況(小計)	—	50

注1: 環境省から優良産廃処理業者認定制度に基づく「優良認定事業者」の認定を受けている事業者は、優良基準への適合状況の各項目を満点とする。ただし、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者(特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む。)は個別に評価する。

注2: 優良適性(遵法性)について、新規参入から5年に満たない事業者は0点とする。ただし、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者は(特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む。)については－5点とする。

注3: 財務体質の健全性について、直近3年の自己資本比率及び経常利益金額等について評価し、当該期間において税・保険料について滞納をしていないことを要件とする。ただし、事業に参入した時点から3年に満たない事業者は、「直近3年」を「事業参入時点からの経過年数」に読み替えるものとする。

誓 約 書

契約担当官

航空自衛隊第2航空団

会計隊長 西谷内 博明 殿

以下の項目について誓約します。

- (1) 産業廃棄物処分業務に提出される申請資料に虚偽の報告の無いこと。
- (2) 以下の項目について公表していること。

項 目	公 表 方 法
環境/CSR 報告書	
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	

- (3) 年 月 日から令和 年 月 日（入札日）までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないこと（書類提出日から入札日までは見込みである。この期間に特定不利益処分を受けた場合には、速やかに航空自衛隊第2航空団 会計隊長まで、特定不利益処分を受けたことを報告すること。）。
- (4) 事業の透明性に係る基準に適合するために、インターネットを利用する方法により公表されている情報は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 3. 3 公表事項」にある公表すべき事項がすべて公表されており、かつ、入札参加時において最新のものであること。
- (5) インターネット上で事業の透明性に係る情報については、以下に記載する URL をトップページとして公表していること。

URL : _____

年 月 日

住所

会社名

代表者名

印

事業の透明性に係る基準に適合することを証明する提出書類について（補足）

優良産廃処理業者認定制度の優良認定を受けていない事業者は、事業の透明性に係る基準に適合する書類をインターネット上に公表するとともに、それを証明する書類を提出すること（インターネット上の公表画面のハードコピー等を印刷したもの等）。

	公 表 事 項	適 用	
		収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報		
②	事業計画の概要	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	○	○
④	運搬施設に関する事項	—	—
	処理施設に関する事項	—	—
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	—	○
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の工程	—	—
⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	○	
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	—	○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	—	—
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	—	—
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	○	○
⑪	処理料金の提示方法	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	○	○
⑬	事業場の公開の有無・公開頻度	○	○

注１：記載例①～⑬の公表事項の詳細については、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「３．３．３ 公表事項」を参照のこと。

注２：記載例④⑥⑧及び⑨については、書類の提出を要しない。

直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の
自己資本比率が10%以上であることを証する書類

契約担当官

航空自衛隊第2航空団

会計隊長 西谷内 博明 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	純資産合計 (円)	負債・純資産合計 (円)	自己資本比率 (%)
令和5年度 (3年前事業年度)	(A)	(B)	(A)/(B)
令和6年度 (2年前事業年度)	(C)	(D)	(C)/(D)
令和7年度 (前年度)	(E)	(F)	(E)/(F)

上記の表より、令和5年度、令和6年度、令和7年度において自己資本比率
が10%以上である。

なお、自己資本比率の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニユアル「3. 6 財務体質の健全性に係る基準」における「① 自己資本比率に係る基準」にある定義に従って算出した。

年 月 日

住所

会社名

代表者名

直前 3 年の各事業年度における経常利益金額と減価償却の額の和の平均が零を超えていることを証する書類

契約担当官
航空自衛隊第 2 航空団
会計隊長 西谷内 博明 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	経常利益金額 (円)	減価償却費 (円)	経常利益＋減価償却 (円)
令和 5 年度 (3 年前事業年度)			(ア)
令和 6 年度 (2 年前事業年度)			(イ)
令和 7 年度 (前年度)			(ウ)

令和 5 年度～令和 7 年度 3 カ年の「経常利益」＋「減価償却」の平均値

(ア)

+

(イ)

+

(ウ)

3

=

上記より令和 5 年度、令和 6 年度、令和 7 年度の経常利益金額と減価償却費の和の平均値が零を超えている。

なお、経常利益金額等の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 6 財務体質の健全性に係る基準」における「②経常利益金額等に係る基準」にある定義に従って算出した。

年 月 日

住所
会社名
代表者名

入 札 書

貴通知・公告に対し、入札(見積)及び契約心得・標準契約条項等承知の上、下記のとおり提出致します。

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 西谷内 博明 殿

(住 所)
(社 名)
(代表者名)

品 名 (件 名)	規 格	単 位	数 量	単価	金 額	備 考
産業廃棄物の処分業務委託	仕様書のとおり	式	1			
	以下余白					
総 額 ￥						(税抜)
申込者の条件	履行期限： 令和8年9月30日					
	履行場所： 契約相手方処分場					

◎入札者は一旦提出した入札書の引替、変更または取消をなすことが出来ない。(会計法第29条の5②)

「記載注意」

- 1. 不要の字句は適宜抹消して使用すること。
- 2. 品名点数が少ないときは余白の欄に斜線すること。
- 3. 2葉以上しようするときは総額欄は次葉へつづくとし最後の用紙に総額を記載すること。

委任状

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 西谷内 博明 殿

下記の番号に ○ の付記のある
入札に関する権限を代理人 に委任します。

件名:産業廃棄物の処分業務委託

- 1 入札及び見積に関する事項
- 2 契約締結の権限
- 3 代金の請求及び領収に関する権限
- 4 復代理人選任の権限
- 5 上記の外、本件に付随する一切の権限

委任者 (住所)
(会社名)
(代表者名)

受任者 (住所)
(会社名)
(代理人)